

新型コロナウイルス感染症に関する 町民の皆様へのお願い

4月16日に、新潟県を含む全都道府県に新型コロナウイルス感染症の緊急事態が宣言されました。政府は、この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、国民が一丸となって感染拡大防止に取り組んでいくよう強く要請しております。

このような状況を踏まえ、町民の皆様には、5月6日までの間、次のとおり対応をお願いいたします。

- 医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活維持のために必要な場合等を除き、外出を自粛して下さるようお願いいたします。
- 県外からの不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けていただきますようお願いいたします。
- 特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいでのご家族、ご親戚、知人等の帰省は厳に避けてください。やむを得ず帰省された場合には、2週間程度、不要不急の外出を控えてください。

町民の皆様には、引き続き、不要不急の外出を控え、こまめな手洗い、咳エチケットなどの感染予防の徹底をお願いいたします。

感染を予防し、拡大を防ぐためには、町民お一人、お一人の感染予防に対する行動が重要です。町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月20日

出雲崎町長 小林 則幸